



金 沢 市 公 報

第 2 7 4 7 号 の 2

平成24年(2012年)12月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	3
予防接種を行うことについて (健康総務課)	3
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (市街地再生課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	5
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
監査公表	
監査公表 (第18号) (監査事務局)	6
農業委員会告示	
平成24年第12回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	7
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	8
公営企業公告	
公共下水道事業に係る負担区の区域の追加に ついて (建設課)	10

告 示

●金沢市告示第296号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営森本駅前第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 160台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成24年11月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市広坂1丁目9番16号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成24年12月11日から平成25年3月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第297号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	12	12台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	1	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	4	4台
片町地区自転車等放置禁止区域	2	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	4	4台
森本駅前自転車等放置禁止区域	2	2台
西念町4丁目地内	3	3台
長田町地内	4	4台
泉3丁目地内	1	1台
広坂2丁目地内	1	1台
才田町地内	1	1台
上安原1丁目地内	1	1台
高尾1丁目地内	1	1台
御所町地内	2	2台
鞍月1丁目地内	1	1台
戸水1丁目地内	1	1台

元町 2 丁目地内	自 転 車	1 台
米泉町地内	自 転 車	1 台
東山 1 丁目地内	自 転 車	1 台
寺町 1 丁目地内	自 転 車	1 台
片町 2 丁目地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成24年11月 1 日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成24年12月11日から平成25年 6 月10日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町 2 丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 1 項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成24年12月11日に変更したので、同条第 4 項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん 第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成24年12月11日から 平成25年 3 月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん 第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
麻疹風しん 第 3 期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
麻疹風しん 第 4 期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風第 1 期	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ 不活化ポリオ 第 1 期	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者		

ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	
日本脳炎第1期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者	
日本脳炎第2期	平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者で、9歳以上の者	
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
麻しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
麻しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
風しん第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
風しん第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
高山 輝彦 大江 真史 吉牟田 剛 三崎 俊光 黒田 文人 西村 良成 東馬 智子 岡島 道子 篠崎 絵里 前田 顕子 清水 正樹	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	麻しん風しん第1・2・3・4期 ジフテリア・百日せき・破傷風第1期 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ第1期 ジフテリア・破傷風第2期 日本脳炎第1・2期 麻しん第1・2・3・4期 風しん第1・2・3・4期 不活化ポリオ第1期

齊藤 剛克			
太田 邦雄			

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市野田土地区画整理組合	平成11年3月1日から平成25年3月31日まで	金沢市野田町イ、ロ、カ、ヨ及び丙並びに大桑町井の全部並びに野田町へ、ト、チ、ル、ワ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ソ、ム、野田山及び大鞆山、野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町丑並びに大桑町ノ、平、西ノ山及び中尾山の各一部	金沢市野田町ワ23番地1	平成11年3月1日	事業施行期間（変更前） 平成11年3月1日から平成25年3月31日まで （変更後） 平成11年3月1日から平成27年3月31日まで	平成24年11月30日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市野田土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成24年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市横枕町イ27番1及び27番7から27番10まで並びに27番3の一部及び28番4の一部	金沢市西念4丁目4番25号 有限会社大地 代表取締役 野崎 裕平	道路 金沢市横枕町イ27番9、27番3の一部及び28番4の一部

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の

1 の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,267人

●金沢市選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,252人

●金沢市選挙管理委員会告示第79号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,252人

●金沢市選挙管理委員会告示第80号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,267人

●金沢市選挙管理委員会告示第81号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第5条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,626人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年12月11日

金沢市監査委員 篠 田 健
金沢市監査委員 中 島 秀 雄

金沢市監査委員 高 村 佳 伸
金沢市監査委員 田 中 仁

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成24年11月13日
- (2) 措置を講じた部局等 土木局道路管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日 (平成21年監査公表第13号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>公有財産の管理について</p> <p>施設の維持管理について、一部の施設において改修・点検等の記録を網羅した台帳や図面等が整備されていないので、長期耐用性の確保とライフサイクルコストの低減を図るための基礎資料として、早急に整備することが望まれる。</p>	<p>指摘のあった施設について、施設メンテナンス台帳を整備して、各棟の図面や修繕履歴、保守点検結果を一括で管理することとした。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成24年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成24年12月20日午後4時30分

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第33号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成24年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 68,160円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 69,310円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 68,740円

2 原料価格変動額 5,000円

算式 $68,740円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 5,000円(100円未満切捨て)$

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 + 5,000円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.082円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に4.10円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成25年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	230円85銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	228円85銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	216円35銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	214円52銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	209円52銭

●金沢市公営企業告示第33号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年12月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成24年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 69,310円

(2) 原料価格変動額 18,600円

算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 69,310円(1トン当たり平均原料価格) = 18,600円(100円未満切捨て)$

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 18,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.95円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成25年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	383円35銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	374円25銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成24年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 69,310円

- (2) 原料価格変動額 18,600円

算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 69,310円(1トン当たり平均原料価格) = 18,600円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 18,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.95円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	383円43銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	374円33銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成24年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 69,310円

- (2) 原料価格変動額 18,600円

算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 69,310円(1トン当たり平均原料価格) = 18,600円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 18,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.95円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	362円20銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	353円10銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成24年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 69,310円

- (2) 原料価格変動額 18,600円

算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 69,310円(1トン当たり平均原料価格) = 18,600円(100円未満切捨て)$

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 $基準単位料金の額 - 18,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.95円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成25年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	405円81銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	396円71銭

公 営 企 業 公 告

平成11年3月31日付けで公告した公共下水道事業に係る負担区の名称及び区域についての第7負担区の区域に、次の区域を追加したので公告します。

平成24年12月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

第7負担区の区域として追加した区域

浅川町、打尾町、金川町、上中町、田上本町、館町、銚子町、袋板屋町、今町、河原市町、忠縄町、利屋町、赤土町、佐奇森町及び普正寺町の各一部

正 誤

平成24年11月30日付け金沢市公報号外第36号

頁	箇 所	誤	正
2	上から4行目	平成24月12月4日	平成24年12月4日

平成24年(2012年)12月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)12月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄